

共済金の種類と給付額

◎スポーツ振興センターが災害共済給付を行った場合に限り給付の対象となります。(香料を除く)

給付の種類	給付の対象	給付額
傷病共済金	学校管理下の負傷又は疾病について、食事療養費を除くスポーツ振興センターへの給付金請求額（医療費の総額）が7万5千円以上の場合	医療費の総額の8% ただし、同一月における同一傷病にかかる医療費の総額60万円（給付額4万8千円）を上限
障がい共済金	学校管理下の負傷又は疾病により、障がいの状態になった場合	別表1
死亡共済金	学校管理下において死亡し、スポーツ振興センターが認定した場合	別表2
義歯共済金	学校管理下の事故による負傷について、スポーツ振興センターから傷病共済金の給付を受け、歯の欠損補綴を受けた場合	自費治療費が5万円以上10万円未満の場合は3万円、自費治療費が10万円以上の場合は6万円
香料	学校管理下、管理下以外を問わず死亡した場合	6万円

別表1 障がい共済金（通学時、通学に準ずる場合は2分の1とする）

区分	スポーツ振興センター (H31.4.1以降)	岐阜県高等学校安全振興会	区分	スポーツ振興センター (H31.4.1以降)	岐阜県高等学校安全振興会
	千円	千円		千円	千円
第1級	40,000	11,450	第8級	7,400	2,100
第2級	36,000	10,200	第9級	5,900	1,650
第3級	31,400	8,900	第10級	4,300	1,200
第4級	21,800	6,200	第11級	3,100	900
第5級	18,200	5,200	第12級	2,250	630
第6級	15,100	4,300	第13級	1,500	425
第7級	12,700	3,600	第14級	880	245

別表2 死亡共済金

区分	スポーツ振興センター (H31.4.1以降)	岐阜県高等学校安全振興会
学校管理下	30,000千円	8,500千円
通学時及び突然死	15,000千円	4,250千円

低額な掛金（月額換算60円）で厚い給付は、民間の保険にはない岐阜県独自の共済制度です。



安全振興会のご案内

保護者の皆様へ

お子様におかれましては、気持ちも新たに、それぞれの学年を迎えられたことと存じます。これからの学校生活が、より一層実り豊かなものとなりますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、学校生活の中で、不幸にも不慮の災害により、描いていた夢が断たれてしまうケースが少なくありません。その精神的な苦痛は言うまでもなく、加えて経済的な負担も計り知れないものがあります。残念ながら、このような事故は依然として多く発生しており、完全に防ぐことは困難な状況です。

授業中、部活動中、あるいは通学時など、「学校管理下」での事故による災害に対しては、国の法律に基づき設立された独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」）による共済制度があり、見舞金などの給付が行われています。しかしながら、その給付額は必ずしも十分とは言えません。

安全振興会は、スポーツ振興センターによる給付の不足分を補うことで、保護者の皆様のご負担を少しでも軽減することを目的として、昭和61年に発足いたしました。その後、事業の充実を図りながら活動を続け、平成25年4月1日からは、文部科学省所管の制度共済である「PTA・青少年教育団体共済」として、一般財団法人としての活動を行っております。

本会にご入会いただける方は、スポーツ振興センターに加入されている岐阜県内の高等学校（併設の小・中学校を含む）および特別支援学校に在籍するお子様の保護者の皆様です。本会の趣旨をご理解のうえ、ぜひご加入くださいますようお願い申し上げます。

一般財団法人 岐阜県高等学校安全振興会

〒500-8889 岐阜市大縄場3-1 岐阜高等学校内
TEL 058 (201) 1200 FAX 058 (253) 0146

安全振興会の仕事

大きく分けて次の二つの仕事をしています。

- (1) 児童生徒の災害に対する共済金等の給付
- (2) 安全教育の普及充実及び実践活動等への助成



余剰金は、AEDの設置や暑さ対策の備品導入など、生徒の皆さんが安心して教育活動に取り組める環境づくりに活用しています。

加入の手続き

各学校の定める日までに「共済加入申込書」を学校に提出し、共済掛金を納入すると、4月当初にさかのぼって給付します。※加入はこの機会のみ

共済掛金の額

年度初めに学校を通じて納入していただきます。

掛金額（生徒一人当たり年額 単位：円）		
校種	課程	金額
高等学校 併設小中含む	全日制	720
	定時制・通信制	390
特別支援学校	全日制	720

共済金の給付期間は最大10年間！
長く治療を要する災害に対し、卒業後も継続して給付しています。

○令和7年度 卒業生への給付実績
(11月末まで)
5,219,964円給付



給付基準

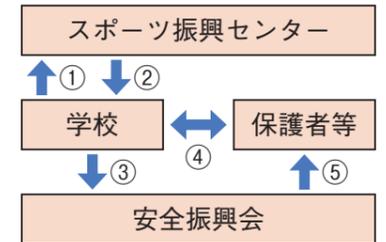
スポーツ振興センターの給付基準に準じます。

- (1) 同一の災害の負傷又は疾病についての共済金の給付については、災害発生日より最長10年間。
- (2) 共済給付を受ける権利は、スポーツ振興センターから給付されることが決定した日から3年間申請を行わないと時効によって消滅。

給付の請求

～災害が発生したら～

- ①学校はスポーツ振興センターへ災害共済給付金を請求します。
- ②同センターから学校に給付支払通知が届きます。
- ③学校は本会に共済金の請求を行います。
- ④保護者等様は③に必要な書類を学校に提出ください。
- ⑤本会は給付額を決定し、原則、保護者等様の指定口座に送金します。



共済金の給付状況

過去3年間の共済金の給付状況です。(ただし、令和7年度は11月末現在)

年度	傷病共済金	障がい共済金	死亡共済金	義歯共済金	香料	合計
令和5年度	879件	2件	0件	4件	7件	892件
	13,099,263円	560,000円	0円	210,000円	420,000円	14,289,263円
令和6年度	907件	6件	0件	3件	3件	919件
	14,066,805円	5,537,500円	0円	180,000円	180,000円	19,964,305円
令和7年度	359件	5件	0件	3件	1件	368件
	6,647,903円	4,382,500円	0円	150,000円	60,000円	11,240,403円

学校管理下の範囲

共済金の給付対象となる学校管理下の範囲は、スポーツ振興センターに同じであり、以下のような場合です。

- (1) 授業や学校行事など、教育課程に基づく授業を受けている場合
- (2) 部活動など、学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- (3) 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- (4) 通常の経路及び方法により通学する場合



令和7年度給付事例（11月末まで）

給付の多くは部活動や授業中の災害によるものですが、これら以外の学校行事、放課後、登下校中の災害に対して、約3割にあたる3,018,148円を給付しています。

事例 校内の階段で転倒し骨折 59,546円給付